

(特別管理) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書作成の手引

1 届出の必要な変更事項

次の事項に変更があった場合には、変更の日から10日（法人が(2)又は(3)の事項を変更したために登記事項証明書を添付する場合は30日）以内に届出を行わなければなりません。

（事業の全部又は、一部廃止の場合も同様です。）

- (1) 住所
- (2) 氏名、名称
- (3) 役員等
 - ① 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人
 - ② 法人の役員
 - ③ 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - ④ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者等
 - ⑤ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬、処分、若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くところの代表者
- (4) 事務所、事業場の所在地（許可証に記載のある住所は除く。）
- (5) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- (6) 前橋市内又は高崎市内において、積替え保管施設を設置（廃止）した場合

2 様式

- (1) 産業廃棄物収集運搬業（処分業）の廃止又は変更：様式第十一号
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業（処分業）の廃止又は変更：様式第十七号

※ 廃止届出書の添付書類及び変更届出書の添付書類に基づき、必要となる様式を選択すること。
いずれの場合も2部（1部は届出者控え）を作成し、許可を取得した窓口^{（1）}に提出すること。
（郵送の場合は、必要な額の切手を貼付した返信用封筒又はレターパックプラスを同封のこと）

3 廃止届出書の添付書類

変更事項	添付書類
一部廃止	<ul style="list-style-type: none">◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none">・ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少（取り扱う産業廃棄物の種類を限定する場合も含まれます。）・ 積替保管の廃止◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 許可証（許可証の書き換えを行います。）
全部廃止	<ul style="list-style-type: none">◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none">・ 業の全部廃止◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 許可証

4 変更届出書の添付書類

※登記事項証明書及び住民票等の証明書類は、発行から3ヶ月以内のものを添付して下さい。

変更事項		添付書類
氏名・名称	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 定款又は寄付行為 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 住民票（本籍地の記載があるもの、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
役員・株主等	<ul style="list-style-type: none"> 別紙11（新旧対照表） 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 新規で加わる者の本籍地の記載のある住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの） 新規で加わる者に後見人等が登記されていないことの証明（成年被後見人及び被保佐人に該当していないことの証明） ※なお、登記されている場合には、医師の診断書等を追加で提出していただく場合があります。 株主法人の登記事項証明書 株式の移動に係る議事録等を作成している場合、その記載箇所の写し 	
住所	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 案内図（住宅地図の写し等）
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの） 案内図（住宅地図の写し等）
事務所及び事業場の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 案内図（住宅地図の写し等） ※群馬県外に所在する事業場（駐車場）については添付不要 	
主要な施設並びにその設置	運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> 別紙12（車両一覧） （変更前と変更後が分かるように「新規・継続・廃止」の区分に○を付けること。） 様式第6号の2 第6面 （カラー写真・1台につき2枚（真正面及び真横の写真）） 自動車車検証の写し（有効期限内のもの） 自動車車検証上の使用者が届出者と異なる場合、届出者が当該車両の使用権原を有することを証する書類 （賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し）
	運搬車両以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図等 届出者が使用権原を有することを証する書類
	積替保管施設の設置 （前橋又は高崎市内）	<ul style="list-style-type: none"> 積替え許可に係る前橋市長又は高崎市長の許可証の写し（設置の場合のみ）

変更届の提出先は、次のとおり

1 中部環境事務所 廃棄物係 Tel. 027-219-2021

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町 2142-1 県前橋合同庁舎 2階

管轄区域

- ・ 前橋市（ただし、処分業は除く。）
- ・ 伊勢崎市 玉村町
- ・ 渋川市 榛東村 吉岡町

2 西部環境森林事務所 廃棄物係 Tel. 027-323-5530

〒370-0805 群馬県高崎市台町 4-3 県高崎合同庁舎 4階

管轄区域

- ・ 高崎市（ただし、処分業は除く。） 安中市
- ・ 藤岡市 神流町 上野村
- ・ 富岡市 下仁田町 南牧村 甘楽町

3 吾妻環境森林事務所 総務環境係 Tel. 0279-75-4611

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664 県中之条合同庁舎 2階

管轄区域

- ・ 中之条町 東吾妻町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村

4 利根環境森林環境事務所 総務環境係 Tel. 0278-22-4481

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町 4412 県利根沼田振興局庁舎 2階

管轄区域

- ・ 沼田市 片品村 川場村 みなかみ町 昭和村

5 東部環境事務所 廃棄物係 Tel. 0276-31-2517

〒373-0033 群馬県太田市西本町 60-27 県太田合同庁舎東庁舎 1階

管轄区域

- ・ 太田市
- ・ 桐生市 みどり市
- ・ 館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町

※ 許可申請を行った事務所に提出すること。